

グアテマラ内政・外交(2009年4月)

平成21年5月

在グアテマラ日本国大使館

1. 概要

内政面では、14日、国会が治安情勢に鑑み国家的緊急性を有するとして刑事訴訟強化法案を承認したほか、15日、政府、立法府及び司法府により「治安と司法促進のための国民合意」への署名が行われた。21日、コロン大統領は CICIG の活動期間の2年間延長が決定したことを発表した。治安面では、24日及び25日、ウエウエテナンゴ市における治安情勢が不安定化したとして同地域に対する非常事態予備体制宣言が発出された。24日、太平洋岸に近いアマテイトラン市の倉庫でコカイン及び多数の武器・車輛等の押収が行われた。4日から11日にかけて、グアテマラ市及び太平洋岸地域を中心に震度4.0前後の地震が発生した。

外交面では、コロン大統領がトリニダード・トバゴで開催された米州首脳会議に出席した(17日～19日)ほか、エルサルバドルのサカ大統領が当国を公式訪問した(29日及び30日)。

2. 内政

(1) 刑事訴訟強化法の成立

14日夜、国会は、悪化している治安情勢への対応の観点から国家的緊急性を有するとして、刑事訴訟強化法案を全会一致で承認した。成立した刑事訴訟強化法は、刑法、刑訴法、組織犯罪対策法及び犯罪引き渡し法の4法の関連条項が内容に含まれ、具体的には、(イ)誘拐犯罪について、身体の拘束期間に関わらず、禁固20年から40年及び罰金5万から10万ケツアルを科すとする内容への改正(刑法)、(ロ)誘拐等の犯罪関係者が捜査協力した場合、執行猶予、保釈あるいは減刑(最高で刑期の2/3まで)が与えられるとの規定(組織犯罪対策法)、(ハ)正当な阻害要因により法廷への出廷が不可能な証人やいは捜査関係者についてはビデオ等視聴覚機器を通じた方式で証言を行うことができる規定を追加(刑訴法)などが内容とされた。

(2) 「治安と司法促進のための国民合意」への署名

15日、コロン大統領、アレホス国会議長、イゲロス最高裁判所長官代行及びベラスケス検事総長は、組織犯罪及び国内治安悪化に協調して対応することを目指す「治安と司法促進のための国民合意(Acuerdo Nacional para el Avance de la Seguridad y la Justicia)」への署名を行った。「治安と司法促進のための国民合意」は、諸分野(治安対策のための機構整備、警察改革、刑務所制度、犯罪捜査及び無処罰問題対策のための政策及び機構整備、司法制度、武器規制、治安関連民間企業とサービス、コミュニケーション及び市民参加、法制面)に関する計101の活動計画で構成される。

(3)CICIG活動期間延長の決定

21日午後、コロン大統領及びカストレサーナCICIG代表は記者会見を行い、CICIG の活動期間(本年9月4日迄)の2年間の延長(2011年9月4日迄)を決定した旨発表した。コロン大統領は、「CICIG の活動期間の延長決定は、国連及び当国の無処罰問題対策に協力する友好国のCICIG の活動に対する信頼の表れと受け止めている。CICIG の活動期間延長は、複雑で困難な当国の無処罰問題撲滅の面で極めて重要である。」等述べた。カストレサーナCICIG代表は、「極めて強力な犯罪グループがグアテマラ国民の安定と安全を脅かす困難な状況を克服するために、2年間の活動期間の延長決定は時宜を得たものである。」と述べた。

(4)新型インフルエンザ問題

(イ)27日午後、セレス保健大臣は記者会見を開き、当国政府による新型インフルエンザ対策について、「グアテマラ政府はインフルエンザのパンデミック対策国家委員会(CONAI)及び保健省を通じ、4月22日から国内における調査を開始すると共に、4月23日からは黄色の警戒レベルを宣言し必要な予防措置をとっており、国境地域、港湾及び空港において、新型インフルエンザの発症を警戒する衛生上のコントロールを強化した。また、病院や保健所においても(新型インフルエンザの)疑いのあるケースを発見すべく風邪の症状について注意を払うようコントロールを強化している。」等述べた。

(ロ)当国外務省は27日付プレスリリースで、「予防措置として、新型インフルエンザのケースが確認された国への渡航或いは移動を控えるよう推奨する。」等の勧告を行った。

(5)憲法裁判所の新長官就任

14日夜、コロン大統領、アレホス国会議長等の立ち会いの下、フランシスコ・フローレス憲法裁判所新長官が就任した。(当国憲法裁判所長官は、5人の憲法裁判所裁判官(任期5年間)の間での輪番制(任期1年)。)

(6)情報開示法の施行

21日、情報開示法(2008年9月国会成立)が施行され、各省庁、司法機関、国税庁、国会等はインターネット上での情報提供を含めた情報開示のための体制をスタートさせた。情報開示法案原案は1998年に提出されたが、同法案に対する抵抗が強く不成立に終わっていたところ、2008年に成立したコロン現政権下でようやく成立を見た経緯があった。

(7)オートバイ二人乗り禁止に関する政令の発出

8日、市民に対する強盗犯罪やバス運転手に対する襲撃事件の続発を背景に、政府はオートバイへの二人乗りを禁止する政令(政令第105-2009号)を発出した。同政令では、オートバイに乗車できるのは一人だけとした上で、オートバイを運転する者は、ナンバープレートを明示的に表示する義務を負うと共に、ナンバープレートが記されたベストの着用も義務付けられた。

3. 治安情勢関連

(1) 有名事件記者の殺害

1日、当国における数多くの凶悪犯罪や政治犯罪への積極的な取材で知られる記者ロランド・サンティス氏が、グアテマラ市第一地区の事件現場での取材後に銃撃を受け死亡した。サンティス記者が所属していたテレセントロ13社のランヘ社長は、「サンティス記者の殺害は非難されるべき事件であり、当国に打撃を与えている治安状況を直視すべきである」等述べた。

(2) 地震の続発

グアテマラ県等を震源にグアテマラ市及び太平洋岸地域を中心として震度4前後の地震が続発し、一部の地域で家屋の損壊等が発生した。4日には午後2時過ぎから3時過ぎまで断続的に震度3.6から3.8の数回の揺れ、午後9時には震度4.9の揺れ、5日には午後4時に震度4.4、7日には午前9時に震度4.9、午後2時45分に震度4.5、11日には午前3時半に震度4.3の揺れがそれぞれ観測された。

(3) マラス幹部の逮捕

16日早朝、ミスコ市において、青少年犯罪集団マラスの大物幹部として知られるアクセル・ダニエーロ・ラミレス・エスピノサ(22才)(通称「スマイリー」)が逮捕された。「スマイリー」は、国内で続発するバス運転手殺害事件との関与のほか、バス会社に対する恐喝、当地在住韓国夫婦殺害等の容疑も掛けられている。ガンダラ内務大臣は、「『スマイリー』逮捕は組織犯罪対策における一つの成果と言える」等述べた。

(4) ウエウエテナンゴ県における非常事態予備態勢宣言発出

24日、コロン大統領はウエウエテナンゴ県における非常事態予備態勢宣言を発出した。同県ウエウエテナンゴ市では、廃棄物処理問題を巡り、市当局による廃棄物処理を要求する市民及び学生による市庁舎の占拠等が発生したほか、国家警察暴動鎮圧部隊と市民の衝突が起こり、催涙弾が使用される場面も見られた。その後、市民と市当局の話し合いが行われ、廃棄物問題について市側が直ちに回収を行うことで合意に達したため、25日、コロン大統領は、現地情勢は安定したとの判断に基づき、非常事態予備態勢宣言を撤回する決定を下した旨発表した。

(5) アマティランにおける麻薬関連組織からの大量押収

24日、アマティラン市(グアテマラ県)で麻薬関連捜査を行っていた警察官5名が、麻薬組織関係者と見られるグループからの銃撃を受け死亡した。警察官が捜査を行っていた倉庫からは、二重底にされたトラックの底に隠されていたコカイン 353kg、車両14台、防弾車両2台、爆弾 584 発、ライフル1丁、機関銃 11 丁、地雷 8 発、銃弾 9,487 発、国家文民警察(PNC)のチョッキ 8 着等が押収された。

4. 外交

(1) 北朝鮮によるミサイル発射問題

7日夜、グアテマラ外務省は、北朝鮮によるミサイル発射(5日)への懸念を表明すると同時に、6か国協議の再開等を求めるとするコミュニケを発出した。

(2) コロン大統領の第5回米州首脳会議出席

コロン大統領は、17日から19日までトリニダード・トバゴを訪問し、第5回米州首脳会議に出席した。18日には、同首脳会議における演説及びカルデロン墨大統領との首脳会談を行い、19日には中米諸国首脳と共にオバマ米国大統領との会談に臨んだ。

(3) サカ・エルサルバドル大統領の当国訪問

29日及び30日、サカ・エルサルバドル大統領が当国を公式訪問した。30日にはコロン大統領との会談が行われ、二国間関係、中米統合プロセス等が扱われた。30日に両国大統領が署名した共同宣言においては、「新型インフルエンザ問題についてはメキシコに対する連帯を表明すると共に、両国は同問題に最善の方法で取り組むため共同で努力する」旨表明された。